

令和7年4月1日

川西市都市政策部都市政策課

東畦野1丁目地区地区計画における「道の駅」相当の施設に係る認定基準

東畦野1丁目地区地区計画において、「道の駅」に相当する施設として、地域振興に寄与すると市長が認めるものについては、新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画に係る地区計画の規制基準に規定する「建築物等の用途の規制基準規制基準4」に適合させるものとする。